

# 松本市 PTA 連合会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は松本市 PTA 連合会(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会は事務局を松本市県3丁目1番1号あがたの森文化会館内におく。

(目的)

第3条 本会は単位 PTA 相互の緊密な連絡協調をもとに、教育の振興と PTA 活動の発展を助長し、児童生徒の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究大会・研修会・講演会などの開催
- (2) PTA 運営および活動に関する研究および協議
- (3) 関係諸団体との連携および意見交換
- (4) 児童生徒の福祉・厚生・安全に関する研究および協議
- (5) その他本会の目的を達成するため必要な事業

## 第2章 会員

(会員資格)

第5条 本会は松本市小・中学校の全単位 PTA で本会の目的に賛同する者の組織とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を本会の会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 本会の会員は、次のいずれかに該当したとき、会員の資格を失う。

- (1) 会員が退会したとき
- (2) 会員が解散したとき
- (3) 本会が除名したとき
- (4) 本会が解散したとき

## 第3章 役員

(役員の種類および定数)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 理事 25名以内
- (4) 監事 2名

2 会長1名、副会長6名を常任理事とする。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表して、会務を統括して執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務を分掌して執行する。また会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会に出席して、意見を述べ、決議に加わる。

4 常任理事は、常任理事会・理事会に出席して、意見を述べ、決議に加わる。

5 監事は、本会の会務と会計を監査する。また、会議に出席して意見を述べることができるが次章会議による表決権はないものとする。

(役員の仕事条件および選任)

第11条 役員の仕事条件および選考ならびに選任は細則の定めるとおりとする。

(役員任期)

- 第12条 役員任期は定期総会から次年度定期総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 欠員により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

- 第13条 本会に加盟単位 PTA より各2名の代議員を置く。  
2 代議員は、総会に出席して、意見を述べ、決議に加わる。  
3 代議員の選任は、細則の定めるとおりとする。

(顧問・参与)

- 第14条 本会に顧問・参与若干名を置くことができる。  
2 顧問および参与は、会長の諮問に応じる。また、会議に出席して意見を述べることができる。  
3 顧問および参与の選任は、細則に定めるとおりとする。  
4 本会の顧問および参与に、次章会議による表決権はないものとする。

(幹事)

- 第15条 本会に幹事を若干名置くことができる。  
2 幹事は、会長の指示を受け細則の定めるとおりの職務を行う。  
3 幹事の種別および定数ならびに選出・選任は、細則の定めるとおりとする。  
4 本会の幹事に、次章会議による表決権はないものとする。

## 第4章 会議

(会議)

- 第16条 本会運営のために次の会議をおく。  
(1) 総会  
(2) PTA 会長会  
(3) 理事会  
(4) 常任理事会  
2 非常事態等、やむを得ない理由により全員が一同に参集できない場合は、書面又は電磁的方法をもって議決する。  
3 会議の定足数は総表決権者の過半数とする。尚、書面又は電磁的方法をもって表決の権限を委任した者は出席者に含めるものとする。  
4 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。ただし、本会の解散および会則の変更または廃止については、出席者の3分の2以上の同意をもって成立する。尚、可否同数のときは議長が議決する。  
5 会議の議長は、出席表決権者のうち招集者又は招集者が指名した者とする。

(総会)

- 第17条 総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項を審議する。  
(1) 事業報告および決算の承認  
(2) 事業計画および予算の承認  
(3) 役員選任に関する事項  
(4) 会則の変更に関する事項  
(5) 本会の解散  
(6) 招集者が必要と認める事項  
2 総会は、定期総会および臨時総会とし、代議員をもって構成する。  
3 定期総会は、毎年1回、5月に開催する。  
4 総会は、会長が招集する。尚、常任理事会において招集が必要とされた場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。  
5 総会の表決権は、代議員1名につき1票とする。

(PTA 会長会)

- 第18条 PTA 会長会は、次の事項を審議する。  
(1) 単位 PTA 相互の連絡・協議に関する事項  
(2) 本会の事業企画、運営に関して理事会が必要と認めた事項  
(3) 招集者が必要と認める事項  
2 PTA 会長会は、加盟単位 PTA 会長および教師理事をもって構成する。  
3 PTA 会長会は、必要に応じて会長が招集する。  
4 PTA 会長会の表決権は、加盟単位 PTA 会長および教師理事1名につき1票とする。

(理事会)

第19条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告および決算の決定
  - (2) 事業計画および予算の決定
  - (3) 補正予算の決定
  - (4) 細則および規程の変更に関する事項
  - (5) 定期総会に付議すべき事項
  - (6) 招集者が必要と認める事項
- 2 理事会は、定期理事会および臨時理事会とし、理事および常任理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。ただし、理事の半数以上から、会議に付議すべき事項を示して請求されたときは、会長は臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の表決権は、理事および常任理事1名につき1票とする。

(常任理事会)

第20条 常任理事会は、次の事項の審議をし、本会全般の企画、運営、審査を行い、常務を決定する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
  - (2) 臨時総会の招集および臨時総会に付議すべき事項
  - (3) 委員会に関する事項
  - (4) 招集者が必要と認める事項
- 2 常任理事会は、常任理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは副会長が招集することができる。
- 4 常任理事会の表決権は、常任理事1名につき1票とする。

## 第5章 組織

(本部)

第21条 本会に本部を設ける。

- 2 本部は、会長、副会長、幹事をもって構成する。
- 3 本部は、本会を管理し、事業を推進する。また、会議の決定により会務を執行する。
- 4 監事、顧問、参与は参加し意見を述べることができる。
- 5 本部に携わる会長、副会長、幹事、監事、顧問、参与を本部役員と称する。

(委員会)

第22条 本会に委員会および専門委員会を設ける。

- 2 委員会の種類は細則第11条のとおりとする。

(事務局)

第23条 本会に事務局を設け、必要な職員をおく。

- 2 事務局は、会計および事務を処理する。また財産を保全する。

## 第6章 会計

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(経費)

第25条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

- 2 会費については細則によって定める。

## 第7章 補則

(解散および会則の変更・廃止)

第26条 本会の解散および会則変更または廃止については、総会において、表決権のある出席代議員数の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(委任)

第27条 本会の運営にあたり、この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は、細則及び諸規程、諸規約に定める。

(附則)

本会則は、令和4年11月1日より施行する。

# 松本市 PTA 連合会 細則

## 第1章 総則

(細則の制定)

第1条 松本市 PTA 連合会の運営に必要な内容を具体的に定めるため、本細則を制定する。

## 第2章 役員等

(役員資格条件)

第2条 役員は市内の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者および小・中学校に在籍する教師の中から選考するものとする。ただし、顧問および参加はこの限りではない。

(役員選考)

第3条 会則11条による役員選考方法等は次のとおりとする。

役職名	人数	選出地域	選考方法
会長(保護者代表)	1	全市内	選考委員会
副会長(保護者代表)	5	全市内	選考委員会
副会長(教師代表)	1	全市内	校長会
監事(保護者代表)	2	全市内	選考委員会
理事(保護者代表)	9	全市内	選考委員会
理事(教師代表)	9	全市内	校長会

- 2 会長・副会長(保護者代表)・監事は選考委員会において選考し総会で承認を受ける。
- 3 副会長(教師代表)は、校長会の推薦において会長が委嘱し総会で承認を受ける。
- 4 理事(保護者代表)は、全市を9地域ブロックに分け各ブロック1名選出し、会長が委嘱する。9のブロックは下記に定める。
- 5 理事(教師代表)は、全市を9地域ブロックに分け各ブロック1名を校長会より推薦いただき会長が委嘱する。9のブロックは下記に定める。
  - ① 中央ブロック(丸ノ内中・開智小・田川小・旭町中・旭町小)
  - ② 北部ブロック(四賀小・会田中・岡田小・女鳥羽中・本郷小・附属松本中・附属松本小)
  - ③ 東部ブロック(清水中・清水小・源池小・山辺中・山辺小)
  - ④ 鎌田中学校ブロック(鎌田中・信明中・開明小・鎌田小)
  - ⑤ 開成中学校ブロック(開成中・並柳小・中山小・筑摩小)
  - ⑥ 河西部ブロック(島内小・松島中・高綱中・島立小・芝沢小)
  - ⑦ 南東部ブロック(筑摩野中・芳川小・寿小・明善中・明善小)
  - ⑧ 南西部ブロック(菅野小・菅野中・二子小・鉢盛中・今井小)
  - ⑨ 西部ブロック(梓川小・梓川中・奈川小中・安曇小中・大野川小中・波田小・波田中)

(選考委員会)

第4条 役員選考委員会は会長、副会長をもって構成する。

- 2 次年度役員選考は、定期総会以前に選考委員会において選考を行うことができる。
- 3 選出された者は、当該役員予定者と称する。

(役員等の選任)

第5条 役員は、総会において選任する。顧問・参加・幹事は総会において報告する。

- 2 理事(保護者代表)は加盟単位 PTA 会長、または各学校所属の保護者とする。
- 3 役員に欠員が生じた場合は、理事会の承認により新たに選任することができる。

(代議員の選任)

第6条 代議員は、各加盟単位 PTA が次に基づき2名を選任する。

- (1) 本会の加盟単位 PTA 会長1名
- (2) 各加盟単位 PTA 所属の保護者または教師代表

(顧問・参加の選任)

第7条 顧問は、本会の前会長とし会長が委嘱する。

- 2 参加は、本会の前副会長とし会長が委嘱する。
- 3 顧問・参加の任期は1年とする。

(幹事の種類および定数)

第8条 幹事の種類および定数は次のとおりとする。

- (1) 幹事(保護者) 7名以内
- (2) 幹事(教師) 1名

(幹事の選出・選任)

第9条 幹事の選出は、次のとおりとする。

- (1) 幹事(保護者)は、各加盟単位 PTA に所属する者とし、推薦により選考委員会にて選定し会長が委嘱する。
- (2) 幹事(教師)は、松本市校長会会議により選定し、校長会推薦に基づき会長が委嘱する。

(幹事の役割)

第10条 幹事は、会長の指示のもと本会の運営・記録をはじめ各種会議等の庶務にあたる。

- 2 会長の指示により、委員会の企画・運営にあたる。
- 3 幹事(教師)は、副会長(教師代表)の事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第11条 会則第22条の定めにより、次の委員会を常設する。また時代に即した課題を討議するため、他の委員会をおくことができる。

- (1) 広報委員会
- (2) 研究大会実行委員会
- (3) 教育連携委員会
- (4) 単P活動委員会

2 各委員会は会長の指示を受け、各種事業の企画および運営にあたる。

(会費)

第12条 会則25条に定める会費は、各加盟単位 PTA の会員戸数に350円を乗じた額とする。

- (1) 会員数は、各加盟単位 PTA 報告による4月1日在籍見込み会員戸数を基とする。ただし、変動がある場合は6月末までに報告する。
- (2) 会費は単位 PTA 事務局ごとにまとめて、6月末日までに一括納入するものとする。

### 第3章 補則

(細則の変更および廃止)

第13条 細則の変更及び廃止は、理事会の決議によるものとする。

(委任)

第14条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、諸規程、諸規約に定める。

附則

この細則は、令和4年11月1日から施行する。